

「宮津遺産」認定の概要

1 目的

宮津の風土（天・地・山・海）がもたらす豊かな恵みや、希少な産物を掘り起こして磨き、宮津市民が大切にしてきた産物等について、その守り引き継いできた背景等のストーリーも含めて「宮津遺産」として認定しPRすることで、付加価値を高めることを目的としています。

2 登録日 平成 29 年 12 月 1 日（予定）

3 登録料 1 万円／年

4 登録期間 3 年間

5 登録までの流れ

①「宮津遺産」認定申請書の提出 ……10 月 20 日（金）まで

※申請様式は、別紙のとおり。選考の結果、認定されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

※なお、必要に応じて事業所等の現地調査を行う場合があります。また、関係機関に意見を求めることがあります。



②宮津遺産認定審査会の開催……11 月 15 日（水）午後 宮津商工会議所（予定）

※申請者は、審査会で申請内容についてプレゼンテーションを行っていただきます。また申請品についてサンプルの提供をお願いいたします。



③「宮津遺産」への認定……12 月 1 日（金）

6 登録メリット

○市広報、市・会議所ホームページ、報道機関への情報提供等によりPRします。

○登録商品を掲載したパンフレットを作製し、その商品の背景も含めてPRします。

7 申込方法

○10 月 20 日（金）までに宮津遺産認定申請書を下記まで提出してください。

〈申込・問合せ〉 宮津農水商工観連携会議事務局（宮津商工会議所事業推進課内）
〒626-0041 宮津市字鶴賀 2054-1
TEL：0772-45-1106/FAX：0772-25-1690
E-mail：m-nsskk-renkei@kyo.or.jp